

会員資格，入会及び会費にかかる細則

第1条 日本財政学会（以下「本会」と略）への入会は，推薦にもとづき理事会に於いてこれを決定する。

2. 入会もしくは賛助金の申し込みが大会報告の申し込みと同時にされる場合は，常任理事会に於いて入会を仮承認し，当該大会への参加を認めることができる。

第2条 日本財政学会会則第4条で言及されている「財政に関する研究者」は，本細則第3条，第4条，第5条及び第6条で定める，正会員，学生会員，名誉会員及び特別会員から成る。

第3条 正会員は以下の条件を満たすものとする。

(1) 財政に関する研究を行うもので，高等教育機関に在職するもの，もしくは大学院博士課程後期相当（以下「博士課程」と略）に在籍したことがあり，入会申し込み時に博士課程に在籍していないもの。

(2) 上記(1)以外で財政に関する研究を行うもので，財政に関する一定以上の実務経験もしくは公刊研究成果を有するもの。入会申し込み時には，詳細な経歴や公刊成果等，該当する条件を示す書類等を提出する必要がある。

2. 正会員としての入会は，正会員1名以上の推薦を必要とする。

3. 正会員は会費として毎年10,000円を納める。なお，会費のうち4,000円は学会誌刊行経費分とし，学会誌特別会計にて別に経理する（総会確認事項再掲）。

第4条 学生会員とは，修士課程，博士課程前期，専門職学位課程のいずれか（以下「修士課程」と略）もしくは博士課程に在籍する会員をさす。

2. 修士課程に在籍する学生の入会は，正会員2名以上の推薦を必要とする。ただし，推薦人が当該学生の指導教員，かつ，正会員である場合，推薦人は当該指導教員だけでよい。

3. 博士課程の学生の入会は，正会員1名以上の推薦を必要とする。

4. 学生会員は原則として修士課程に在籍する場合は年会費4,000円，それ以外の場合は年会費8,000円を納める。ただし，以下の場合は正会員と同額の年会費を支払う。

(1) 研究補助を日本学術振興会から受領している場合

(2) 上記(1)に準ずる研究補助を大学や他団体等から受領している場合

(3) 雇用・事業を通じて継続的な報酬を受けている場合

なお，会費のうち4割は学会誌刊行経費分とし，学会誌特別会計にて別に経理する。

5. 修士課程に在籍する学生会員が大会報告を申し込んだ場合，大会プログラム委員会が報告審査・プログラム編成等において特別な配慮を行う。

6. 修士課程に在籍する学生会員が，博士課程に進学せずにその資格を喪失した場合，正会員への移行を申請するときは，第3条第1項(2)のいう財政に関する公刊研究成果に相当す

るものを有することを必要とする。

7. 修士課程に在籍する学生会員は、理事の選挙権を有するが、被選挙権を有さない。

第5条 名誉会員については「名誉会員内規」にて別に定める。

第6条 賛助会員とは、「賛助金受け入れに関する内規」に定められた条件に基づき、賛助金を1口以上、納付（寄附）した個人・法人・団体等のことを指す。ただし、総会における会員としての権利は有さない。

2. 賛助会員が大会報告を申し込んだ場合、大会プログラム委員会が報告審査・プログラム編成等において特別な配慮を行う。

3. 賛助会員が年度大会会場にて、ブースを設置することを要望する場合、会場スペース等において特別な配慮を行う。

第7条 本細則で定める年会費及び会員資格の改正に関しては、会則第8条第2号の「本会の運営に関する重要議案」に相当するものとし、理事会の議を経て会員総会での承認を必要とする。

付則

第1条 本細則は、2021年10月24日より施行する。

第2条 本会則は、2025年10月25日より施行する。